

到津の森公園
飲料等自動販売機
設置運営事業者
募集要項

令和7年1月

公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会

応募提案要領

事業主体：公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会

下記の記載内容についてご確認のうえ、応募提案を行なってください。

1.事業名：到津の森公園における飲料等の自動販売機設置・運営事業者募集

2.事業実施場所：到津の森公園 <http://www.itozu-zoo.jp/>

〒808-0845 福岡県北九州市小倉北区上到津4丁目1-8

TEL(093)651-1895 FAX(093)651-1917

3.事業の範囲：

- (1)飲料等の自動販売機及び関連機器・備品等の設置
- (2)飲料等を取り扱う自動販売機事業の実施・運営管理
- (3)各設置位置への電気設備工事、電力供給コンセント等取り出し口への接続
- (4)自動販売機事業に関する所管保健所等への申請及び諸保険への加入
- (5)その他上記自動販売機事業に関わる一切の業務

注-1) 「飲料等」とは、以下に例示するようなものを想定しています。

軽飲食物自動販売機における取り扱い商品：

○軽飲料：炭酸飲料、果汁飲料、コーヒー・紅茶、ニアウォーター、加工乳、緑茶系飲料等、アルコールを含まない飲料水等の飲料とします。

商品アイテムの選定は自動販売機の設置位置・台数を勘案し、単一メーカー、あるいは売れ筋商品のみに偏重しすぎることなく、来園者構成の特性、嗜好、利便性の需要等々の多様性を予測し、可能な限りそれに応える配慮・工夫を行ってください。

○氷菓・アイスクリーム類

注-2) 自動販売機の機器選定については、以下の点に配慮されることを希望します。

- a. 来園者特性を配慮し、誰もが快適に使える「ユニバーサルデザイン」等、小さなお子様や車いす利用者も使いやすい設計を配慮されていること。
- b. 公園内設置環境にふさわしい自動販売機の外装の演出・配慮をおこなった機器であること。
- c. 自動販売機の POS 情報(販売売上、商品充填数・釣り銭有り高、商品充填履歴、等を含めた稼働情報)等をより効率的に収集し、優れた保守管理サービスを可能とする機器であること。
- d. 自動販売機は、その機材及び稼働に際して、eco・環境対策への配慮を施された機器であること。
- e. キャッシュレス、スマートアクセス(非接触型 IC カードシステム)等の対応機能については、一般市場への普及、到津の森公園への来園者特性等を検討された上で判断し、ご提案ください。
- f. 空き缶、空きペットボトル等の回収を促す機器・備品の併設を整備すること。
- g. 飲料類の容器形状(金属性プルトップ缶、紙カート缶、ブリックパック、ペットボトル、金属製ボトル缶等々)は、内容物の特性、季節・気候の変化への対応、一般消費動向ならびに公園内であることを総合的に判断し、各設置場所において最適と判断される商品が販売可能な機能を持つ自動販売機であること。
- h. 各自動販売機の設置台数・各装填商品数は、欠品・釣り銭切れなどによる利用者の利便性を損なわ

ず、かつ、効率的な販売に配慮すること。

4.設置時期 :軽飲料等自動販売機の設置は、令和6年6月(予定) 契約締結日後、事業主体と協議の上、順次設置を予定しています。

5.事業契約期間 :契約締結日より令和10年3月31日までとします。

6.募集要項に関する質疑について

- ① 質疑受付期間 : 令和7年1月27日(月)より令和7年2月13日(木)午後5時までに必着
- ② 質疑要領 : 添付した質疑申込み書式により、特別な事情のある場合を除いて原則Eメールにて送信を行なってください。ただし、受信確認の設定を行ってください。
- ③ 回答要領 : 随時取りまとめ、全社にEメール等の送信で随時回答を行います。
- ④ 質問宛先 : 公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会
住 所 : 福岡県北九州市小倉北区上到津4丁目1-8
電 話 : 093-651-1895 ファクシミリ: 093-651-1917
Eメールアドレス : itozu@kpfmmf.jp
担 当 : 松原・平野

7. 日程

- (1) 募集説明会申込締め切り:令和7年1月26日(日)
- (2) 募集説明会 : 令和7年1月27日(月) 午前11時30分から
- (3) 質疑応答期間 : 令和7年1月27日(月)~令和7年2月13日(木)午後5時までに必着のこと
- (4) 応募提案締切日: 令和7年2月27日(木)午後5時までに必着

1.募集事業の概要

(1) 目的

公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会(以下「当協会」という。)は、令和7年4月より令和10年3月末までの3カ年間、到津の森公園(以下、当公園という)の管理運営を行う指定管理者として決定しております。つきましては、当公園内における来園者の皆様のアメニティー(快適性)や利便性を高めることを目的とする飲料等の自動販売機(以下、自動販売機という)事業者を募集します。

自動販売機事業とは、当公園内指定位置への自動販売機の持ち込み・設置、その売上金の回収・商品の供給、釣り銭の補充を含む運営・管理・保守を一括して行うものであり、設置料相当額として自動販売機における商品売上に対して、適正な自動販売機の販売設置料を当協会へ支払うものとします。あわせて、到津の森公園の事業にご理解をいただき社会貢献活動の一環としてご協賛いただける企業を募ります。なお、この徴収した販売設置料の一部並びにご協賛金は、当該施設において実施をしております環境学習や種の保存に関する普及啓蒙活動費等に充当したいと考えております。

つきましては、この事業を円滑に且つ継続的に行うため、当協会を事業主体とし、当該施設において自動販売機事業を行う北九州市内の法人事業者を募集いたします。

(2) 事業名称

飲料等自動販売機設置・運営事業者募集

(3) 事業主体

公益財団法人 北九州市どうぶつ公園協会

住 所:北九州市小倉北区上到津4丁目1-8 到津の森公園管理事務所

電 話:093-651-1917 ファクシミリ: 093-651-1917

(4)「自動販売機事業」の概要

自動販売機設置時期 :設置及び事業開始スケジュール(p5)参照のこと

事業開始予定日 :設置及び事業開始スケジュール(p5)参照のこと

2.飲料等自動販売機設置・運営事業者募集《内容-1》

(1)自動販売機事業内容

当公園内において設置位置を指定する14箇所25台相当(内4台は氷菓等自動販売機)の自動販売機及び付帯設備等を設置し、その売上管理・商品供給を含む運営・管理・清掃・保守等々を一括して行うものとします。

また、本件事業において、単独法人での実施が難しいと判断される場合、複数法人による共同事業体(JV)での実施を可能とします。JV の場合は、代表幹事会社を定めたJV 協定書を取り交わし、業務の分担範囲、責任の所在等を明らかにしたうえで、応募を行うものとします。

なお、提案者は本事業の提案内容に関して、当公園における自動販売機事業の果たすべき役割と機能並びに経営効率等々を総合的に判断し、当協会の設置指定位置及び台数・機種等々の役割と機能等々と同等以上を満たすことを必須条件としたうえで、独自に設置位置及び台数・機種等々の提案を行うものとします。

(2)業務期間

令和7年6月4日(予定)から令和10年3月31日までとします。

(3)自動販売機の環境演出

当公園の環境整備に即して、自動販売機及びこれに付帯するゴミ箱等の設備・備品を一体としたデザイン演出をご提案ください。

(4) 自動販売機の機種選定にあたって以下の事項に十分留意してください。

- ① 来園者特性を配慮し、誰もが快適に使える「ユニバーサルデザイン」等、小さなお子様や車椅子利用者をはじめ誰もが使いやすい設計がなされていること。
- ② 公園内設置環境にふさわしい自動販売機等の外装の演出・配慮をおこなった機器であること。
- ③ 自動販売機のPOS 情報(販売売上、商品充填履歴、商品充填数、釣り銭有り高等を含めた稼働情報)をより効率的に収集し、優れた保守管理サービスを可能とする機器・システムを備え、それらを十分に活用する運営体制が整えられていること。
- ④ 自動販売機は、その機材及び稼働に際して、eco・環境対策への設計等の取り組みが施されていること。
- ⑤ 空き缶、空きペットボトル等の回収を促す有効な機器・備品を併設すること。
- ⑥ 飲料類の容器形状(金属性プルトップ缶、紙カート缶、ブリックパック、ペットボトル、金属製ボトル缶等々)は、内容物の特性、季節・気候の変化への対応、一般消費動向ならびに公園内であることを総合的に判断し、各設置場所において最適と判断される商品が販売可能な機能を持つ自動販売機であること。
- ⑦ 各自動販売機の設置台数・装填商品数は、欠品などにより利用者の利便性を損なわない数とし、かつ、効率的な販売管理に配慮すること。特に、過去の実績をみても繁忙時期・閑散時期、天候等によって来園者数の大幅な変動が生ずると、固定的な自動販売機では来園者の需要に十分な対応ができない事態に陥ることもあり、この重要な課題への十分な対応策を網羅したものであること。

ー参考ー【令和5年度 自販機販売実績と来園者数の相関】

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
飲料等(千円)	2,500	3,387	2,047	1,195	4,002	1,793
月間入園者(人)	46,204	56,552	20,409	13,524	44,906	23,365
1日最大入園者(人)	5,019	6,971	2,849	1,851	6,934	3,248

令和5年度	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
飲料等(千円)	2,353	1,943	1,283	1,196	1,230	1,561	24,490
月間入園者(人)	40,552	34,296	31,053	19,019	24,475	38,311	392,666
1日最大入園者(人)	3,444	3,843	5,755	2,846	3,646	8,128	

⑧ その他 補足事項

キャッシュレス・スマートアクセス(非接触型ICカードシステム)等の対応機能については、一般市場への普及、当該公園への来園者特性等を検討された上で判断し、ご提案ください。

(5)本業務の自動販売機設置料およびその料率、事業協賛金について

① 自動販売機設置料

自動販売機設置料は、販売価格総額表示額(消費税込み)に乗ずる料率(%)によって算出するものとします。自動販売機設置事業者は、販売実績等の営業報告を行い、当協会の承認を得た上でこれに基づいて、自動販売機設置料を算出するものとします。従って、本件の応募に際しては、本事業の「健全な営業目論見」をご立案頂き、適切な自動販売機設置料率(%)を、必ずご提案ください。

「健全な営業目論見」とは、当該施設における来園者の皆様のアメニティー(快適性)や利便性を高める目的に寄与するために、自動販売機事業を安全で安心、かつ、継続的に行うことが十分に可能であることを必須とし、過当競争等により、本件自動販売機事業者の不適切な負担や損失、あるいは、結果的に社会的な不利益をもたらすおそれの無いものとしてご理解下さい。

なお、自動販売機設置料率が、取扱充填商品、自動販売機の機種、自動販売機設置場所ごとに異なる場合は、応募提案書において個々にご明示下さい。

また、個々の自動販売機の消費電気料金は、別途徴収いたします。

② 到津の森公園事業協賛金

到津の森公園来園者の皆様のアメニティー(快適性)や利便性を高めることを目的とする飲料等の自動販売機事業者を、到津の森公園事業協賛会社(仮称:オフィシャル・サプライヤー)として位置づけ、企業の社会貢献活動の立場からご協賛いただけることを期待いたします。

ご協賛企業には、当園内等において協賛企業であることを告知させていただくと共に、社会貢献活動の一環として当園で行う催事等においてもご協力・後援・共催等々の適時協働の機会を順次設ける予定です。なお、協賛期間は、自動販売機設置事業契約期間と同様とします。

(6)設置及び事業開始スケジュール

設置及び事業開始のスケジュールは以下を予定しています。

- ・設置予定スケジュール 令和7年6月4日(予定)～6月10日(火)
- ・事業開始スケジュール 令和7年6月4日以降随時

2.飲料自動販売機設置・運営事業者募集《内容-2》

(7) 設置予定場所・設置台数及び取り扱い希望商品構成一覧

各園内配置は、別紙1 自動販売機設置位置予定箇所をご参照の上、公園現地を踏査いただきご

確認ください。(設置予定場所・設置予定台数は、想定台数であり、その自動販売機内商品充填容量・商品構成等を考慮のうえご提案ください。)

設置位置 No	設置位置呼称	自動販売機台数及び充填商品類				備 考
		飲料		氷菓子・アイスクリーム類		
		現配置	予定配置	現配置	予定配置	
到-1	北ゲート駐車場	1	1			
到-2	北ゲート入口	2	2			
到-3	南ゲート森の案内所外	1	1	1	1	
到-4	芝生広場	3	3	1	1	
到-5	ウサモルハウス	2	2	1	1	
到-6	フォレスト前	2	2			
到-7	マンドリル舎横	2	2			
到-8	管理センター1階	1	1			
到-9	管理センター4階	1	1			
到-10	森の音楽堂横	1	1			
到-11	子どもホール	2	2			
到-12	メリーゴーラウンド横	1	1			
到-13	里のいきもの館	1	1	1	1	
到-14	観覧車下	1	1			
合計		21	21	4	4	

※飲料自動販売機については設置予定箇所14箇所各 1 台、氷菓子・アイスクリーム類に関しては4箇所全てに各1台を設置することを最低条件とした上で、台数の提案を行ってください。設置場所は基本的には上記14箇所とします。

(8) 取り扱い希望商品構成一覧

充填商品分類		
軽飲料	<ul style="list-style-type: none"> ・炭酸系飲料 ・機能性飲料 ・ニアウォーター ・紅茶飲料 ・烏龍茶・茶系飲料 ・珈琲系飲料 ・無炭酸飲料 ・無炭酸果汁飲料 ・100%ジュース ・デザート飲料 ・天然果汁外飲料 	<ul style="list-style-type: none"> ・殺菌乳酸系飲料 ・乳飲料 ・牛乳
氷菓・アイスクリーム類	<ul style="list-style-type: none"> ・アイスクリーム氷菓類 パッケージ形状:カップ、袋、紙箱等々 	

3.費用負担及び作業区分

	項目	区分	(公財)北九州市どうぶつ公園協会	自動販売機事業者
1	自動販売機および付帯備品の搬入・設置	作業区分		○
		費用区分		○
2	現自動販売機屋根の撤去、自動販売機屋根・外装等の企画・デザイン・実施	作業区分		○
		費用区分		○
3	自動販売機設置場所基礎工事・電源コンセント工事	作業区分		○一次側:電灯・動力分電盤に変更が必要な場合は、その一次側配線用遮断器等の改良・増設工事を含む管路配管・電灯・電力線敷設、取り出しコンセントボックスの設置。 ○適時アース接地のこと。 ○二次側:コンセントボックスから自販機本体間の電源回路敷設。 ○各回路に電力量計設置のこと。
		費用区分		○
4	自動販売機の稼動に伴う・電力使用料金・上下水道料金等	作業区分		○
		費用区分		○
5	保全補修・清掃・発生ごみの回収処理	作業区分		○
		費用区分		○
6	商品及び釣り銭の補充、売上金の回収	作業区分		○
		費用区分		○
7	盗難・事故保険等への加入	作業区分		○
		費用区分		○

4.応募書類の提出及び取り扱い

(1)応募書類等の提出期限および提出先

提出期限:令和7年2月27日(木) 午後5時必着

(ご持参ください。郵送・宅配便等は不可とします。)

提出先 :公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会

住 所 :福岡県北九州市小倉北区上到津4丁目1-8 到津の森公園管理センター1階管理事務所

電 話 :093-651-1895 ファクシミリ: 093-651-1917

Eメールアドレス : itozu@kpfmfmf.jp 担当:松原・平野

(2)応募書類等の取扱い

①著作権

応募書類に添付される企画趣意書等の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。

②秘密の保持

公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会は、応募によって知り得た事項については、本募集事業以外の目的に使用することは無く、他に漏洩しないようその取扱いを厳守します。

③提出書類等の取扱い

一切返却しないものとします。

(3)募集・応募・選定スケジュール(予定)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
説明会開催	◎1/27					
応募締め切り		◎2/27				
選定審査・決定			◎3月上旬			
契約			◎3月中旬			
外装仕様等打合せ			◎3月中旬			
撤去完了						◎6/3
営業開始						◎6/4

※営業開始スケジュールに関しては事業者決定後に当協会と協議の上決定するものとします。

5.選定方法

以下の各事項に対して、ご応募内容を総合的に評価・審査の上、選定させていただきます。

1. 自動販売機器の適正な選定と構成
2. 取扱商品の適正な構成及び適正な販売単価
3. 自動販売機等の外装演出協力度合い及び付属機器・備品の構成
4. 自動販売機事業の実施における運営・管理体制、繁忙期対策、事故・苦情への対応体制
5. 自動販売機設置料率の妥当性:販売価格に対しての料率(%)
6. 事業協賛の可否と金額・諸条件・内容
7. 本店所在地(法人税等の納税先)
8. 北九州市内における自動販売機事業の実績
9. 特別評価・特記事項

【評価配点及び配点比率の基準】:上記項目に関する配点及び配点比率の基準は以下のとおり。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
評価項目	自動販売機器の適正な選定と構成	取扱商品の適正な構成及び適正な販売単価	自動販売機等の外装演出協力度合い及び付属機器・備品の構成	自動販売機事業の実施における運営・管理体制、事故・苦情への対応体制	自動販売機設置料率の妥当性:販売価格に対しての料率(%)	事業協賛の可否と金額・諸条件・内容	本店所在地(法人税等の納税先)	北九州市内における自動販売機事業の実績	特別評価・特記事項	
配点比率	16%	12%	12%	16%	16%	16%	4%	4%	4%	100%

【配点】: ○優れている : 10 ○やや優れている : 7 ○条件を満たしている : 5

○やや劣る : -1 ○劣る : -5 ○著しく劣る : -7

評価ポイントは、上記の六段階評価による配点に各項目の配点比率を乗じて算出します。(評価ポイント=配点×配点比率)

ご提案内容が諸条件に満たない、あるいは著しく劣ると判断した場合、マイナス評価ポイントとなります。

6. 質疑及び応募手続き

(1) 質疑応答

質疑がある場合は、所定の質疑申込書(書式-1)により質疑趣旨を簡潔にまとめ、当協会事務局まで特別な事情がない限りEメールにてお送りください。

質疑受付期間 : 令和7年1月27日(月)より令和7年2月13日(木)午後5時まで

質疑申し込み先 : 公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会

住所 : 福岡県北九州市小倉北区上到津4丁目1-8 到津の森公園管理事務所

電話 : 093-651-1895 ファクシミリ: 093-651-1917

Eメールアドレス : itozu@kpfimf.jp 担当: 松原・平野

回答は順次取りまとめ、全社宛てにEメールにて返信します。

なお、この回答は募集要項の補足追加事項としてお取り扱いください。

(2)提出書類

下記の各書類に必要事項を記載のうえ、原本 1通・複写 4通、計 5通を提出ください。

- ① 申込書及び付属書類（書式-1-6）※ 添付書式は 複写の上お使いください。
- ② 過去 3 期における決算報告書ならびに・確定申告書・納税証明書の写し
- ③ 事業概要報告書の写し
- ④ 登記簿謄本（会社全部証明）の写し
- ⑤ 業務提携・JV による応募の場合は、それを証する文書

(3)提出内容の変更

応募申込書類提出後の記載内容変更は、以下の場合を除いて一切の受付を致しません。

この場合、文書によって当協会事務局に届け出を行い、協議のうえ承認を受けるものとします。

- ① 自動販売機及び付帯機器備品の機種改廃に伴う変更
- ② 商品改廃による商品の変更、諸税・販売価格・商品名の変更

(4)応募の取り消し

書類提出後、下記の項目が明らかになった時点で、応募者との協議の結果、応募を取り消す時があります。

- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・募集要項に違反または著しく逸脱した場合
- ・募集締切日以降、北九州市の指名停止措置を受けた場合
- ・会社更生法に基づく更正手続き開始の申し立てがなされたとき、その他著しい経営不振の状況に陥ったと認められる場合
- ・その他不正な行為があった場合

7.事業契約条件

(1)販売商品及び自動販売機の制限

以下の項目に注意し、自動販売機の機種、販売商品の構成等をご配慮ください。

- ① 設置場所の電力供給量等の与件の中で、季節及び来園者特性に対応した販売商品・販売方式及び販売機会を逃さない適正な自動販売機の選定等々、十分に配慮した企画の立案を行ってください。
- ② 一部、手洗い器の設備が備わっていない設置場所があります。
- ③ 屋外・屋内等の各設置環境に対応する機能を備えた自動販売機の選定を行ってください。
- ④ 発生ごみの回収を目的としたごみ箱の設置を付帯してください。
- ⑤ 販売する商品については、あらかじめ事業主体の承認を必要とし、単一メーカー、売れ筋商品に偏重することなく、来園者の特性、嗜好、需要等の多様性を予測し可能な限りそれに応える工夫を行ってください。
- ⑥ 適正な自動販売機の円滑な稼働を補うに有効且つ具体的な運営管理対策をあわせて提案下さい。

(2)自動販売機設置手数料率及び事業協賛金の可否と金額

応募申込書にてご提案ください。

初年度(令和7年6月から令和8年3月までの10ヶ月)に関しては別途金額をご提示ください。

(3)自動販売機等の演出外装等

- ① 自動販売機等の外装演出・表現については、その意匠図、趣意書を提出し、当協会による承認を必要とします。
- ② 自動販売機の外装演出・表現内容は、到津の森公園の性格上、その品性を妨げないものとし、公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会の事業方針に合致しないもの、公の秩序風俗に反するもの等は、

お断りします。

③自動販売機の外装演出費用及び設置工事、保健所対応等、自動販売機事業に関する一切の費用の負担については、自動販売機事業者の負担で行うものとします。

④地震による転倒防止対策を十分に行ってください。

(4) 自動販売機の稼動に伴う電気料金等の負担

①電気料金は、別途定める算出方法によって自動販売機事業者の負担とします。

②遠隔監視等の為に発生する費用は、その導入費及び運用に要する通信料等一切を自動販売機事業者の負担とします。

③自動販売機及びゴミ回収ボックス等関連機器設置場所について生じる設置土地使用料は、設置手数料率によって算出される額に含まれるものとします。

④ごみ処理手数料として飲料の自動販売機1台につき2万円/年、アイスの自動販売機1台につき1万円/年を支払っていただきます。

(5) 自動販売機及び販売商品は、自動販売機事業者の管理の下とし、自動販売機及び販売した商品に関する以下の事項に従事するものとし、苦情・トラブル等への対応は、自動販売機事業者の責任と費用の負担によってその一切の処理解決を行うものとします。

①自動販売機及び販売した商品に関する全ての保全補修・清掃・発生ごみの回収処理

②商品及び釣り銭の補充、売上金の回収

③盗難・事故保険等への加入

(6) 当協会は、到津の森公園の運営管理に支障の無い限り、自動販売機事業者の社員が商品の補充・代金の回収、自動販売機の保全修理等のために到津の森公園内に立ち入ることを許可します。

(7) 当協会は、当該自動販売機の保全に努めて協力し、事故・故障等の発生を発見した場合、速やかに自動販売機事業者へ通報するものとします。

(別紙1) 自動販売機設置位置予定箇所

到津の森公園 全体平面図

S=1/1000
0 50 100M

